

女性活躍推進法が成立しました

いずみさの女性センター主催セミナー報告

登録グループ活動紹介

いずみさの女性センター相談事業

# Fine

(No.38)

いずみさの男女共同参画つうしん

## 女性活躍推進法が成立しました！

### 制定の背景

依然と低い出生率のため少子高齢化がこのまま進むとおのずと労働力人口の減少が予想されることから、女性の潜在的能力の活用が求められます。また、商品やサービスの開発において女性の視点をいれること、さらに企業において意思決定ができるポジションへの女性を登用することが不可欠になります。そのためには、男性を含めた社会全体の職場風土に関する意識改革や、長時間労働の是正など働き方の改革に向けた取り組みが必要になってきました。



### 女性活躍推進法の概要

女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定されました。

これにより、平成28年4月1日から、国、地方公共団体、労働者301人以上の大企業は、女性の活躍推進にむけた行動計画の策定など（下記の①～③）が新たに義務づけられています。

- ① 自社の女性の活躍状況（①採用者に占める女性比率、②勤続年数の男女差、③労働時間の状況、④管理職に占める女性比率）を把握し、課題分析を行うこと。
- ② 行動計画（A計画期間、B数値目標、C取組内容、D取組の実施期間）の策定、労働者への周知、外部への公表、都道府県労働局への届出をすること。

- ③ 優秀な人材確保と企業の競争力向上につなげるため、自社の女性活躍に関する情報を公表すること。

（労働者が300人以下の民間企業は努力義務になります。）また、この法律は10年間の時限立法です。

女性が活躍するためには、男性の協力が不可欠になります。そのため、この法律は働く男性にも育児休暇等を取得しやすいようにすることや残業を減らすなど家庭・育児に参加しやすい環境整備をすることを国、地方公共団体、大企業に求めています。泉佐野市においても、この法律に基づき女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画を策定しております。泉佐野市のホームページに掲載していますので一度見てください。